

学校における合理的配慮ハンドブック

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を踏まえて～

令和 7 年 9 月

沖縄県教育委員会

1 共生社会の実現のために

共生社会とは「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」

【出典】内閣府「令和6年度障害者白書」

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある

【出典】共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

2 インクルーシブ教育システムの実現

障害のある子供と障害のない子供が
可能な限り共に過ごすための
条件整備

一人一人の教育的ニーズに応じた
連続性のある多様な
学びの場の整備

これらを両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けて、特別支援教育を推進

3 合理的配慮の提供

合理的配慮とは

「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

【出典】障害を理由とする差別の解消を推進する法律 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

合理的配慮は、多様かつ個別性の高いものであり、双方の建設的対話による相互理解を通じて、共に対処案を検討していくことが重要

学習指導要領

【総則】第1章第4 児童の発達の支援・第3 指導計画の作成と内容の取扱い（小中高 同様の記述）

- ・「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」
- ・「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」

【学習指導要領解説における例示（小学校国語編）】

「各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要。」

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、

- ・自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと
- ・行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること
- ・語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること
- ・読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

【対応指針における例示】

- ・見えにくさのある児童生徒に、拡大資料やテキストデータを事前に渡す
- ・聞こえにくさのある児童生徒に、外国語のヒアリングに代えて文字による代替問題を用意する
- ・肢体不自由のある児童生徒に、体育の授業の際に、ボールの大きさや走る距離を変更したり、スポーツ用車椅子の使用を許可する
- ・読み・書き等に困難のある児童生徒に、授業や試験において ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行う など

▼ 合理的配慮の提供～障害の捉え方～

○ 障害の「社会モデル」の考え方の理解

障害の「社会モデル」とは

障害のある人が日常生活または社会生活で受ける様々な制限は、障害のある人の心身機能の障害のみが原因のではなく、社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという考え方

（社会モデル）

障害と共に生きることが
不便な社会



社会的な障壁を取り除く



合理的配慮の提供

障害の「社会モデル」の考えの下、全ての教師が、環境整備の重要性を認識し、特別支援教育に関する理解を深めることが必要

▼ 合理的配慮の提供～環境の整備との関係～

- 障害者差別解消法では、合理的配慮を的確に行えるようにする「環境の整備」（不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置）を、行政機関、事業者の努力義務としている
- 各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなるが、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である

「環境の整備」の例

（不特定多数の障害者が主な対象）

特別支援教育の理解を促進するための校内研修を実施する

施設をバリアフリー化する

スクリーンへ文字情報を提示する



「合理的配慮」の例

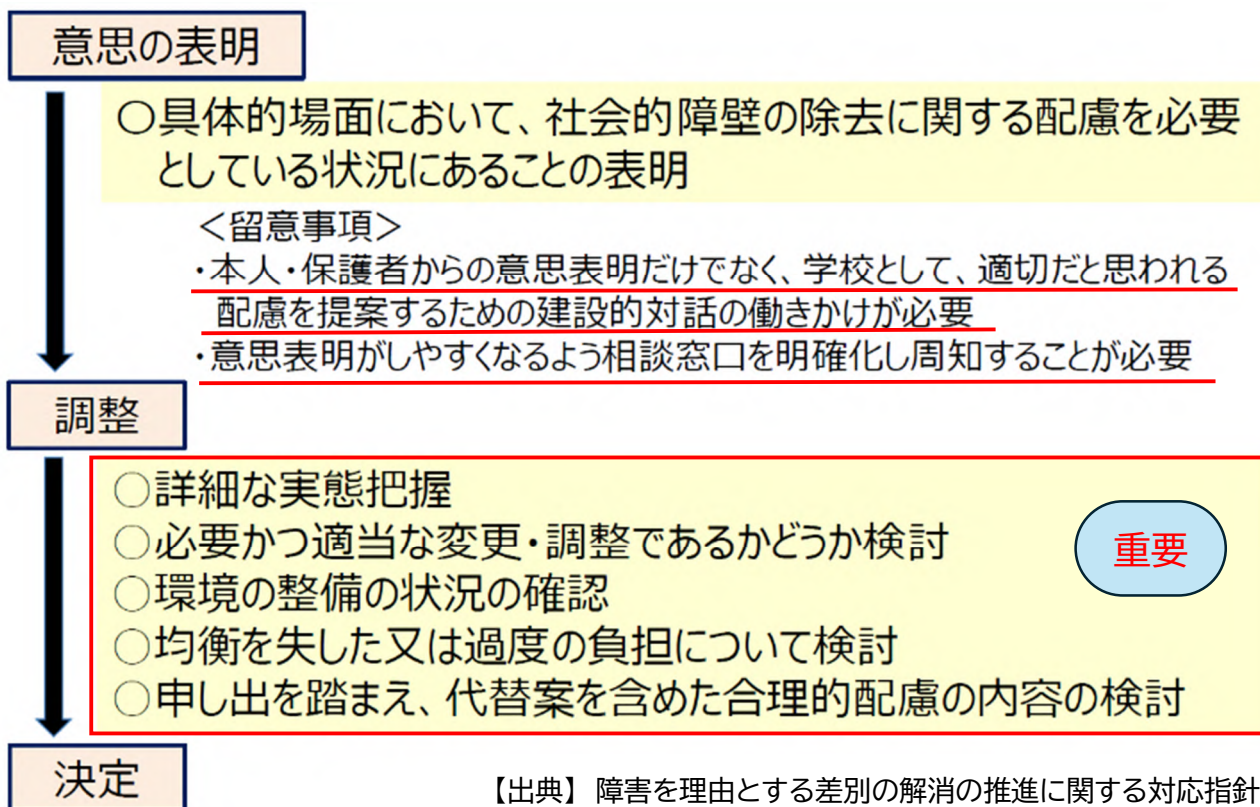
（個々の場面における個々の障害者が対象）

子供一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行う

子供の求めに応じて教室間の移動等の補助を行う

文字情報が見えやすい位置に座席を設定する

▼ 合理的配慮の提供～対応指針等に基づく決定までの参考プロセス～



▼ 合理的配慮の提供～合理的配慮に関する留意点～

- 決定した合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記
- 合理的配慮の合意形成後も子供の発達や適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解
- 決定した合理的配慮の提供により、子供に十分な教育を受けることができているかという観点から評価
- 途切れることのない一貫した支援の提供・引継ぎ



📖 参照のこと

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」

▼ 合理的配慮の提供 ～参考例～

<ルール・慣行の柔軟な変更の例>

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用、車椅子の持参使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する子供等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。
- 読み・書き等に困難のある子供等のために、授業や試験において読みやすい字体による資料を作成したり、タブレット端末等のICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行ったりすること。
- 障害の特性等により人前での発表が困難な子供等に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課すことや、子供等が自らの発表を録画したものを発表用資料として活用すること。
- 学校生活全般において、対人関係の形成に困難があったり、意思を伝えることに時間を要したりする児童生徒等に対し、活動時間を十分に確保したり障害の特性に応じて個別に対応したりすること。

<物理的環境への配慮の例>

- 児童生徒が医療的ケアを必要とする場合、障害の状態や特性に配慮しながら、医療的ケア実施のための別室等を用意するなど、衛生的な環境を提供すること。

<人的支援の配慮の例>

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害者の希望を聞いたりすること。

【出典】

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 別紙1

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」

「インクルDB」

<https://inclusive.nise.go.jp>



「インクル DB」のウェブサイト。

幼稚園や小・中・高等学校・特別支援学校で実践された「合理的配慮」の事例をデータベース化して提供している。障害種別等で事例を検索したり、ダウンロードすることも出来る。ただし、これらに掲載されている以外は、提供が不要というわけではない。合理的配慮は、個別の教育的ニーズを踏まえて決定されることや基礎的環境整備の状況によって異なるため、事例を機械的に当てはめることがないよう留意することが大切。

【令和7年4月現在 事例掲載数：590件】

【参考資料】

教県第873号 令和7年7月10日付

「読字障害におけるルビ振り等の配慮について(通知)」

1 現状と課題

障害のある児童生徒への合理的配慮として、読字障害におけるルビ振り(振り仮名を振る)が考えられるが、本県においては、県立高等学校入学者選抜における「ルビ振り」配慮が、全国平均を大きく上回るなど、普段の授業等においてもルビ振り対応の割合が高い現状がある。

「ルビ振り」を必要とする読字障害は、「漢字が歪んで見える、漢字を正確に読めない、文字認識が困難であるため読むのが極端に遅い、似たような漢字を読み誤る」などの困難を抱えており、高等学校入試選抜における合理的な配慮が必要と考えられるが、発達障害や自閉症・情緒障害及び知的障害特別支援学級等に在籍しているという理由で、一律にルビ振りを行うなど機械的な対応も散見される。

2 対応

読字障害における合理的配慮については、個別に本人の実態に応じた配慮があるため(ルビ振りにより、行間が狭く文字数が増えることで、逆に読みづらくなる場合もある)、下記の合理的配慮のプロセスを参考に個に応じた対応を行う。

3 合理的配慮のプロセス(例)について

- ①本人・保護者から読みの困難さへの対応についての意思の表明を受ける。
- ②関係職員による建設的な相談支援(校長、学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導の担当教員など)
- ③本人・保護者との合意形成に向けた調整・決定
(関係職員における実態把握を踏まえ、拡大、読み上げ、ルビ振り、デージー教科書の使用などの方法をそれぞれ試した上で、必要かつ適当な変更・調整かどうか判断する。
* 校内支援体制での対話による合意形成が困難な場合、市町村教委ほか外部機関等を活用しつつ、障害者差別解消法の趣旨に即して適切に対応する)
- ④ 個別の教育支援計画等への明記(途切れることのない一貫した支援の提供・引き継ぎ)
- ⑤ 合理的配慮の提供・定期的な評価(観点:十分な教育が提供できているか)
- ⑥ 柔軟な見直し(発達段階に応じた定期的な見直しが必要)

▼ 高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料 (文部科学省) 学習障害のある生徒に対する配慮の例 【読字に関する配慮】

1. 障害の状態、中学校での配慮事項

特異的読字障害の診断があり、小学校中学年以降の漢字の読みに困難さがあることに

加え、文字をスムーズに追視することが苦手である。読みの困難さについて、通級による指導の担当教員と連携し、拡大、読み上げ、ルビ振りの方法をそれぞれ試した上、本人が読み上げを希望したことから、中学校ではデイジー教科書を使用して学習を行ってきた。また、プリントなどは読む部分がわかりやすくなるよう、読む部分だけが見える自助具（スリット等）の使用も取り入れた。

2. 当日までの流れ

本人・保護者と中学校で配慮申請に関する相談及び合意形成の後、指定された期日までに中学校長から志願先の高等学校長へ配慮申請を行った。中学校での配慮状況を踏まえ、申請を受けた高等学校長は都道府県教育委員会と相談し、配慮事項を決定した。決定内容については、高等学校長より中学校長を通じて本人・保護者へ伝えた。

3. 当日の配慮内容

別室により、受検実施校の教員による読み上げを実施するとともに、読む部分だけが見える自助具（スリット等）の使用を許可した。



4. 高校入学後の想定される配慮内容

継続して、教科書については音声教材を申請し使用したり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を使用したりすることなどが考えられる。



【出典・参考】

高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料

文部科学省 R4.12月

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

関係事業者は、法第8条第2項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をしなければならない。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

これまで事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされていたが、令和3年の法改正により、法的義務へと改められた。関係事業者においては、合理的配慮の提供の義務化を契機として、本指針に基づき、合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められる。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、2(2)で示す「過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。さらに、合理的配慮の内容は、2(4)で示す「環境の整備」に係る状況や技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。加えて、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

合理的配慮は、関係事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と関係事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、関係事業者が対応可能な取組等

を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、意思の表明には、障害者からの意思の表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が家族やコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明もコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者や支援員等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。関係事業者は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、関係事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

(4) 環境の整備との関係

環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなるが、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である。